

救命救急 応急手当普及員講習

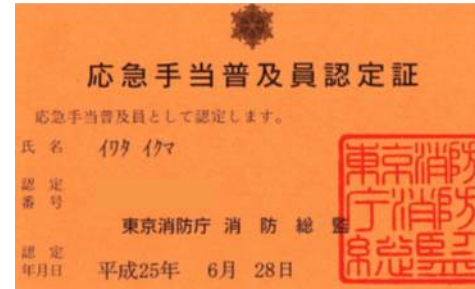
6月28日(金)～30日(日)、東京防災救急協会主催の「救命救急 応急手当普及員講習(普通救命講習の指導要領を学ぶためのコース)」を受講しました(8時間*3日間の計24時間)。

これまでも、普通救命講習は定期的に受講していましたが、**今後は、普通救命講習における指導員の補助も担う**ことになります。

「知識・技能を継続して維持」するとともに、「身近なレベルでの普及啓発」に努めていきたいと思ひます。

講習の概要

1日目	救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去)の講義及び実技
2日目	普通救命講習の模擬指導(グループ毎)
3日目	小児・乳児用救命処置、外傷の手当、搬送法の講義及び実技



*認定番号は非表示に加工してあります

所属委員会等変更

6月13日をもって、所属委員会等が変更となりました。

今後1年間は、

- 常任委員会・・・文教委員会
- 特別委員会・・・災害対策特別委員会
- 各種審議会・・・国民健康保険運営協議会に所属して活動してまいります。

メールマガジン

平成17年5月から毎月発行してきたメールマガジンが、**本年8月号で第100号**をむかえます。過去のメールマガジンは、岩田いくまのホームページ(アドレスはP. 1参照)に掲載しておりますので、よろしければご覧ください。また、新規のお申込みも随時受け付けておりますので、メールにてご連絡いただければと思います。

次回の定例区議会(平成25年第3回定例会)は、9月9日(月)開会予定です。

区政に関する意見交換会開催 (入場無料)

意見交換会の内容

□ 数字の推移から、杉並区政を考える

平成15年5月に杉並区議会での議席をいただいてから、10年が経過いたしました。ご支援いただいた皆様に、改めて感謝申し上げます。

今回の意見交換会では、この10年を振り返る意味も込めて、杉並区政にまつわる数字の推移をお示しして(20年前・10年前・現在)、区政の到達点や今後とすべき施策について、皆様からご意見をお伺いしたいと思っております。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

ぜひご参加ください。



区政や岩田いくまに対する質問・ご意見・ご要望をおきかせください。

FAX: 03-3247-8660 もしくは E-Mail: ikuma@gakushikai.jp



杉並区議会議員(無所属) 岩田いくま 区政報告

第39号(平成25年夏号)

発行: 岩田いくま 〒168-0082 杉並区久我山5-24-30-103

TEL/FAX: 03-3247-8660 E-Mail: ikuma@gakushikai.jp

HP: http://ikuma-iwata.net (←毎日更新しています!)

岩田いくま(生真)略歴: 昭和46年(1971年)生。都立西高、東京大学卒。外資系コンサルティング会社勤務を経て、平成15年5月より杉並区議会議員。平成23年5月より3期目。

趣味: バレーボール(大学時代は母校で部活動のコーチを行う)、読書。家族: 妻、長男(10歳)、長女(7歳)、次男(5歳)。

区政の動き: 6月議会の報告

安全・安心

道路施設の点検

(事業の概要)

道路の安全を確保するため、今夏から、道路及び標識等附属物の一斉点検を行います。

<点検の対象>

今年度	道路の路面の状態(区道 約620Km)
	道路の空洞調査(区道のうち、バス通り等 約120Km)
	標識(地点名標識等 約1,600)
来年度以降	街路灯等

<点検方法>

道路	車載機械によるレーザー／マイクロ波点検
標識	近接目視及び打音検査等直接点検

<今後に向けて>

劣化予測や管理水準の設定を行い、予防保全型の管理を充実させるため、**年度末に『道路維持白書』を作成する。**

(過去の岩田の議会発言)

「道路等インフラ資産の維持管理は地道な作業ではあるが、区民の生活基盤を支える重要な仕事であるので、着実な実施をお願いしたい」(平成25年2月の都市環境委員会)



区有施設の維持管理についてはこれまでも取り上げてまいりましたが、**道路等インフラ資産の維持管理も同様に非常に重要**です。しっかり進捗を確認していきたいと思ひます。

行革

児童館の外部監査

(事業の概要)

平成23年度・24年度と実施されなかった「外部監査」が、今年度は実施されることになりました。

<対象事業>

児童館

<実施者>

公認会計士

<参考:過去の対象事業>

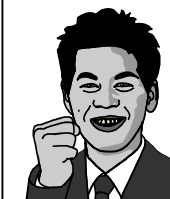
(平成14年度～22年度)



財団法人スポーツ振興財団	特別区税の賦課・徴収業務
図書館事業	社会福祉協議会
保育事業	施設の維持補修
ごみ収集事業	指定管理者制度
区営住宅・区民住宅等住宅施策	

(過去の岩田の議会発言)

「平成23年度・24年度と外部監査を実施していないが、外部の視点で行政をチェックするため、実施を再開すべき」(平成24年9月の決算特別委員会)



児童館は区内に42館あり、年間延利用者は137万人にのぼります。より効果的かつ効率的な活用を図っていけるよう、監査結果報告を待ちたいと思ひます。

区内施設 現地調査報告

区内には、数多くの公的施設が存在します。今回は、最近できた施設の現地調査報告を行います。

杉並区就労支援センター（調査日：4月26日）

杉並区では昨年12月、「若者就労支援コーナー（概ね34歳以下が対象で、杉並区が運営）」と「ハローワークコーナー（全年齢対象で、ハローワーク新宿が運営）」からなる、「杉並区就労支援センター」を開設しました（場所：区立産業商工会館2階）。

若者就労支援コーナー

2名のキャリアカウンセラーによる就労準備相談（予約制）も行われており、予約はほぼ満杯です。

しかしながら、直前でのキャンセルが多いため、稼働率は82%にとどまります。また、相談回数が多数にわたる“リピーター”も多い、とのこと。これらのことから、職のマッチングという就労支援だけでなく、**そもそも“生活再建支援が求められている”という現実も実感**しました。

ハローワークコーナー

5台の求人探索パソコンが設置され、ハローワーク新宿のスタッフによる職業相談・職業紹介が行われています。

4ヶ月間（平成24年12月～平成25年3月）での職業相談・職業紹介延数は各々2,000件弱、就職決定者数は84名とのことでした。



基礎自治体である杉並区がどこまで実施するか判断は難しいところですが、**就労支援に福祉や教育との連携が必要**であることを再確認しました。

杉並大宙みたけ保育園／上高井戸大地の郷みたけ（調査日：6月20日）



中庭（園庭）を挟んで、左：大地の郷みたけ、右：大宙みたけ保育園（保育園2階から撮影）

6月下旬、**高齢者施設と保育園の複合施設**が上高井戸2丁目に開所しました。

高齢者施設：大地の郷みたけ

認知症高齢者グループホーム（定員：3ユニット27名）と、小規模多機能型居宅介護（登録定員25人）^{（*1）}の併設施設。
（*1）要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」を組合わせたサービス。

保育園：大宙みたけ保育園

0歳～5歳が対象。定員102名。

両施設は、中庭（園庭）を囲むように配置されており、ここが高齢者と園児の交流の場となります。また、園庭で遊ぶ子供の姿を、高齢者が施設内からいつでも眺めることができます。



核家族化が進む都市部において、**日常的に世代間の交流ができる**こうした施設は、今後のモデルとなりえます。単独施設に比べ、安全管理面では難しい点もあると思われますが、少子高齢化が一層進むことを見据え、こうした複合施設のモデルケースとなるよう、今後の運営を見守っていきたいと思います。

杉並区就労支援センター

～きっかけは、きっとココから～



杉並区・ハローワーク新宿

杉並区就労支援センターのパンフレット

視察報告

5月13日～14日、西宮市及び東大阪市へ視察に行きました。

西宮市「しごとサポートウェブにしきた」

西宮市（人口：約48万人）では昨年10月、女性を対象とした就労相談・職業紹介窓口として、「しごとサポートウェブにしきた」を開設しました。

西宮市とハローワークが連携して運営している施設であり、杉並区の「就労支援センター」（P. 2参照）の参考とすべく、お話を伺いました。

主な特徴

- ① 駅前の好立地
 - ② ハローワークと市との連携
 - ③ 女性を対象とした施設と位置付け
- 女性にとってのハローワークの敷居が下がり、女性のための就職支援セミナー等には、在学中の女子学生の参加もみられる



杉並区においても、**どのようにして就労支援センターへの来所をしやすくするか、また、学校との連携をどう図っていくか**等、さらに検討の余地があることを実感しました。

東大阪市「生活保護行政適正化行動計画」

杉並区でも、生活保護受給者が急増しています^{（*1）}。今後の生活保護行政の参考とするため、この問題に積極的に取り組んでいる東大阪市（人口：約50万人）にお話を伺いました。

東大阪市の保護率^{（*2）}は43.5‰であり、非常に高くなっています（杉並区の保護率は13.8‰）。

（*2）人口千人に対する生活保護受給者の割合。単位：パーミル。

そうしたことから、**生活保護制度への信頼確保と市財政負担の軽減**を目指して「生活保護行政適正化行動計画」を策定し（平成24年9月）、その実現に取り組んでいます。

（*1）杉並区における生活保護受給者の急増

	20年前	10年前	現在
受給世帯数	1,497世帯	3,182世帯	6,292世帯
支給額	33億円	79億円	146億円
出典：平成4年、14年、24年の杉並区統計書			

主な特徴

<不正受給対応>

- ① 生活保護情報ホットラインの設置
- ② 特別相談員（警察OB）の活用

<生活保護給付費の約4割を占める医療扶助の適正化>

- ① かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進
- ② 後発医薬品の使用促進

<自立支援の取組み>

- ① ハローワークとの連携強化



説明を受けている時の様子



生活保護の目的は、「最低限度の生活を保障」とするとともに、「自立を助長」することです（生活保護法第1条）。必要な方が適切に制度を利用していると皆が感じるよう「制度への信頼確保」を図っていくとともに、**「福祉から就労」へ**いかに結び付けていくか、例えば杉並区であれば、福祉事務所と就労支援センターの連携強化の必要性等を考えさせられました。